

2017年3月に金融庁が設置した有識者検討会から「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)が公表されました。当ガバナンス・コードは、監査の品質確保のためには形式的な品質管理体制の整備にとどまらず、監査法人の規模の拡大と組織運営の複雑化に対応しうる実効的なマネジメントの強化が必要との考えのもとに提言がなされました。従って、この監査法人のガバナンス・コードは人員が数千人を超える規模の大手監査法人の適用を念頭に策定されており、当法人の規模においてはその適用が適当ではない部分もあり、当コードの採用はしていません。

しかしながら、会計監査の信頼性や監査法人運営の透明性に対する社会的要請に対して積極的に応えて、監査の公益性を果たしていく必要があると考えております。従いまして、監査法人のガバナンス・コードの趣旨を考慮し、当該原則にそって実効のある対応をすべく取り組んでおります。監査法人のガバナンス・コードへの取り組み状況は以下の通りです。

ガバナンス・コードへの取り組み状況

監査法人のガバナンスコード		海南監査法人の対応状況
原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
1-1.	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人は、公益的な役割を自覚し、監査品質の向上に向けて、法人代表姿勢を明らかにするため、「経営理念」及び「経営方針」を定めこれに基づき構成員の役割と責任を明確にしております。
1-2.	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	上記経営方針(基本方針)のもと、監査の品質の向上のための実践行動指針を定め、構成員の共通認識として醸成されるよう周知に努めております。
1-3.	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	監査に対する経験や習熟度を含む監査の品質管理を重視した評価制度を実施しております。
1-4.	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	監査責任者全員に対して月次で監査上または会計上の研修会を行い、社員会にて監査上または会計上の課題について検討をしております。また、全構成員の参加を前提とする「全体研修会」を実施して、経営方針や行動指針及び監査の品質管理上の重要課題について共有しております。さらにインチャージ研修会を年2回開催し、当該内容を基に監査チームごとに主要スタッフ研修を行っております。その他、試験合格者研修を行うとともに、自主開催研修をするための研修素材と調整の便宜提供を行っております。研修会の名はとっておりませんが、監査チームごとのチームミーティングを実施するようにしております。
1-5.	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。	当法人は中長期の業務方針として監査業務を中心に進めることを決定しております。非監査業務は会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会として重要ととらえていますが、監査業務の遂行に支障のない範囲において受嘱する方針であります。従って非監査業務も存在しますがその比率は小さくなっております。
原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである	

2-1.	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	各社員に機能ごとの役割を分担しており、それぞれの管掌における検討課題は全社員に伝えるとともに、原則として月に一回の社員会を開催し、法人運営に関する事項や契約の締結や更新、さらに監査の品質管理等の協議決定を行っている。これ以外に臨時社員会や社員全員に書面による確認等を実施し、法人の運営に支障のない運営を行っております。また、社員会決定事項等のうち全員に徹底させる必要のある事項はチームミーティングを通じて共有化を図っている。												
2-2.	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	<p>法人代表のもと社員会を最終決定機関として次の管掌にて法人運営を行っております。</p> <table border="1" data-bbox="1181 287 2305 619"> <tr> <td>総務(総務担当)</td> <td>法人全体の規程規則の整備、その他総務業務及び非監査要員の人事等</td> </tr> <tr> <td>総務(経理担当)</td> <td>法人会計及び部門別損益等の法人経営会計情報の管理</td> </tr> <tr> <td>品質管理(品質担当)</td> <td>品質管理情報の整備、日常的監視、定期的検証、その他の監査品質管理</td> </tr> <tr> <td>品質管理(研修担当)</td> <td>研修計画、研修会の実施、各人別研修実績管理</td> </tr> <tr> <td>監査業務管理</td> <td>専門要員管理(採用・配員・評価)、ローテーション、その他の監査業務管理</td> </tr> <tr> <td>IT情報管理</td> <td>ITセキュリティ管理、IT情報等の提供、ホームページ等外部開示管理</td> </tr> </table>	総務(総務担当)	法人全体の規程規則の整備、その他総務業務及び非監査要員の人事等	総務(経理担当)	法人会計及び部門別損益等の法人経営会計情報の管理	品質管理(品質担当)	品質管理情報の整備、日常的監視、定期的検証、その他の監査品質管理	品質管理(研修担当)	研修計画、研修会の実施、各人別研修実績管理	監査業務管理	専門要員管理(採用・配員・評価)、ローテーション、その他の監査業務管理	IT情報管理	ITセキュリティ管理、IT情報等の提供、ホームページ等外部開示管理
総務(総務担当)	法人全体の規程規則の整備、その他総務業務及び非監査要員の人事等													
総務(経理担当)	法人会計及び部門別損益等の法人経営会計情報の管理													
品質管理(品質担当)	品質管理情報の整備、日常的監視、定期的検証、その他の監査品質管理													
品質管理(研修担当)	研修計画、研修会の実施、各人別研修実績管理													
監査業務管理	専門要員管理(採用・配員・評価)、ローテーション、その他の監査業務管理													
IT情報管理	ITセキュリティ管理、IT情報等の提供、ホームページ等外部開示管理													
	・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	各個別監査に関して契約更新、監査計画、監査意見に関する審査を行っており、重要な意見調整は社員会にて行うこととしております。また、新規の契約に関しては社員会に監査契約受嘱に関する総括調書を提出し、審査・承認を受けることとしております。												
	・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	監査環境の外部要因の変動や被監査会社との間の意見交換に関しては、品質管理部門において把握し、必要ある場合は社員会にて検討を行い対応しております。												
	・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	上記組織のうち品質管理部門の研修担当や監査業務部門において研修や評価を通じて能力発揮できる環境整備をしております。												
	・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備	IT情報管理部門及び品質管理部門において監査における有効活用を検討しております。												
2-3.	監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	法人代表及び総務部門において法人運営に当たると同時に、監査法人としての機能向上のために品質管理部門も含めた組織充実を図っております。												
原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。													
3-1.	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	大手監査法人のように多数の構成員からなり経営管理部門・監査補助部門と監査実施部門が分離している状況とは異なり、当法人は人員・組織の規模に対して実効性のあると思われる構成員間の相互牽制を基礎とし運営を行っております。しかしながら、運営が独善に陥らないためには客観的な視野で運営を見直すことが、必要と考えております。従いまして、同様規模の監査法人との意見や情報の交換会や日本公認会計士協会の中小監査事務所連絡協議会の主催する研修会や意見交換会に出席し、監査法人としての運営の偏りが無いよう努めております。												
3-2.	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。													
3-3.	監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。													
	・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与													

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li> </ul>	
3-4.	監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	
原則4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
4-1.	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当法人は、社員会にて関与社員ごとに各監査現場の情報を適時に共有しており、検討事項があれば議論を行っている。従って経営機関と監査の現場の距離が近く、双方向で品質向上に向けた情報共有や意見交換を行っております。
4-2.	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	研修担当部門で職業的専門家としての意識及び知識を幅広くかつ階層別のカリキュラムを作成し、実行しております。また、職業的懐疑心を発揮することに対する意識、行動についても重要な評価項目として配慮しております。
4-3.	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</li> </ul>	職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、監査における経験年数や社会人としての経験年数や被監査会社業種等幅広い知識や経験を有する者を監査現場に配置し、監査チーム全体としてのバランスを考慮しております。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</li> </ul>	監査における経験年数や社会人としての経験年数や職種、海外経験や金融機関や製造業経験、IT技術、IFRS等、幅広い知見や経験を監査業務に生かす配員を行うよう努力しております。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</li> </ul>	
4-4.	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	被監査会社の経営者とのディスカッション及び監査役会との定期的意見交換に加え、必要に応じて臨時的なコミュニケーションを行う等、監査上のリスク等に関して十分な意見交換や議論を行っております。
4-5.	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	当法人では、内部からの通報に関しては品質管理担当者が対応することとしており、外部からの通報に関しては、ホームページにてホットラインを設置しております。

原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
5-1.	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	当法人では、本原則に準拠した取り組み状況及び監査品質の向上に向けた取り組み状況を「監査品質に関する報告書」で公表しております。
5-2.	監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。	
	・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	
	・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	
	・法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方	
	・経営機関の構成や役割	
	・監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献	
	・監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	
5-3.	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	監査計画や監査結果の報告及びその他の意見交換会において、当法人の品質管理体制に関しては説明を行っております。 また、今後は会計監査の品質の向上に向けた取組みについて本原則への取組も含め被監査会社経営者や監査役会に説明していくこととします。  株主、その他の財務諸表利用者に関しましては、監査業務の透明性の観点からウェブサイトでの公表のほか、日本公認会計士協会主催のIPO会計監査フォーラム等への参加を積極的に行っております。
5-4.	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当法人は監査法人のガバナンス・コードを採用しておりませんが、本原則の趣旨及びコードに準拠して監査品質の向上に対する取組を続けていく所存であり、その実効性に関しては定期的な評価検証を実施していく方針です。なお、個別監査業務のモニタリングについては次のように行っており、そこでの課題は実効性の判断に反映し、速やかな対応を行うつもりであります。  ・契約の新規締結及び更新に対する審査の実施しております。  ・通常の監査計画の作成及び変更や監査意見表明時における審査の実施以外に重要事項や監査上の検討事項がある場合は臨時審査や社員の検討を行っております。  ・上記結果は、新規契約締結やその他の重要な検討事項は社員会に報告され審議されることとなっております。  ・上記審査を含む、品質管理体制に関しては日常的監視を行いその実効性判断を行っております。  ・個別監査業の適切性や品質水準に関しては、定期的検証を行い改善点があれば勧告して是正されたかを事後再度検証しております。
5-5.	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	指針5-3の実施結果を、社員会にて報告・検討し、組織的な運営改善に向けて議論していきます。